

2 認定

① 子どものための教育・保育給付認定

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所を利用するには、鹿屋市へ申込書と必要書類を提出し、「子どものための教育・保育給付認定」（以下、1号認定、2号認定、3号認定という。）を受ける必要があります。※条件を満たす場合のみ認定しますので、必ず認定されるものではありません。

| 認定区分 | 認定の条件 | 利用可能施設 |
|------|---------------------------|------------------------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上で教育を希望する場合 | ・認定こども園（教育） ・幼稚園 |
| 2号認定 | 満3歳以上で保育の必要性があり、保育を希望する場合 | ・認可保育所 ・認定こども園（保育） |
| 3号認定 | 満3歳未満で保育の必要性があり、保育を希望する場合 | ・認可保育所 ・認定こども園（保育） ・地域型保育事業所 |

② 子育てのための施設等利用給付認定

幼稚園や認可外保育施設、認定こども園の預かり保育を利用する方で、鹿屋市へ申込書と必要書類を提出し、「子育てのための施設等利用給付認定」（以下、新1号認定、新2号認定、新3号認定という。）を受けた方は、利用料の無償化の対象（※上限あり）となります。※条件を満たす場合のみ認定しますので、必ず認定されるものではありません。

※新2号認定の対象になるのは、満3歳を迎えた次の4月1日からとなります。

| 認定区分 | 認定の条件 | 利用可能施設 |
|-------|-------------------------------|----------------------------|
| 新1号認定 | 満3歳以上である場合 | ・未移行幼稚園 |
| 新2号認定 | 3歳以上で保育の必要性がある場合 | ・未移行幼稚園 |
| 新3号認定 | 満3歳以上で保育の必要性があり、市町村民税非課税世帯の場合 | ・認可外保育施設 ・認定こども園の預かり保育等 |

3 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、3歳～5歳児と市町村民税非課税世帯の0歳～2歳児の保育料は無償となりました。また、給食費のうち副食費（おかずやおやつ費用）については、世帯の市町村民税所得割額（以下、所得割額という。）やきょうだいの状況によって免除制度があります。詳細は、「4 保育料等」に記載してあります。

| 年齢 | 利用施設 | 利用料金の決定 | 認定区分 | 料金及び無償化等 |
|-----------------------------------|---------------------------------|----------------------------|------|--|
| 0～2歳児 令和3年4月2日生以降 | 認可保育所 認定こども園（保育） 地域型保育事業所 | ○保育料 市が決定 | 3号認定 | ○保育料 保護者負担 ○給食費 (主食費+副食費) ※保育料に含む |
| 3～5歳児 平成30年4月2日生～ 令和3年4月1日生 | 認可保育所 認定こども園（保育） | ○給食費 (主食費+副食費) 施設が決定 | 2号認定 | ○保育料：無償化 ○給食費 (主食費)：保護者負担 (副食費)：保護者負担 |

※保育料無償化の対象になるのは、満3歳を迎えた次の4月1日からとなります。